

『佐賀県新業態スタート支援事業補助金』申請手引

令和2年7月9日

【提出方法等】

【募集期間】

1次募集：令和2年6月12日（金曜日）まで

2次募集：令和2年7月10日（金曜日）まで

3次募集：令和2年8月7日（金曜日）まで

【提出方法】

- 1 申請書類の提出（新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送のみでの受付）
申請書類を次の宛先に郵送ください。なお、郵送の際の封筒は角2サイズでご提出をお願いします。

<宛先>

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号

佐賀県庁 産業政策課 新業態スタート補助金受付係

※募集期限までの消印有効です。

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※送料は届出者側でご負担をお願いします。

- 2 届出に必要な書類の入手方法

次の方法にて、届出に必要な書類等を入手することができます。

- ・佐賀県ホームページからダウンロード

URL : <<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00373957/index.html>>

- ・佐賀県産業労働部産業政策課（新館9階）での配布
- ・各市町の所定の窓口での配布（6月上旬予定）
- ・各商工団体の所定の窓口での配布（6月上旬予定）

※窓口での配布は平日の9時00分から17時00分までの対応です。

【お問い合わせ先】

ご不明な点は下記の問い合わせ先で対応いたします。

- ・佐賀県新型コロナウイルス事業者向け支援制度相談センター

TEL : 0952-25-7462

受付時間：9時00分～17時00分（平日のみ）

新業態スタート支援事業補助金の制度概要

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症対策として、特に大きな影響を受けている中小企業その他の法人等及び個人事業者に対し、新たな業態への取組や業種別ガイドライン等への取組を支援するために補助金を交付します。

2. 対象者

(1) 佐賀県内に店舗を有する中小・小規模企業者（含む個人事業者）で、新たな業態への取組を行う方が対象となります。

※中小・小規模企業者とは、中小企業支援法第2条第1項で規定されている中小企業者です。ただし、次の①から③のいずれかに該当する中小企業は除きます。

①発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業

②発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業

③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

【中小企業者の定義】

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5000万円以下	100人以下
小売業	5000万円以下	50人以下

3. 交付額

1店舗あたり上限20万円 ※県内店舗に限る

「店舗」とは、原則として次のものをいいます。

・事業のために所有又は賃貸借している施設において、店舗名（屋号）を掲げて常設的に広く物品、サービスの提供を行っているもの

(例：2つの店舗と別に1つの管理事務所がある場合 ⇒ 店舗の数「2」（注：管理事務所等は店舗にはあたりません。))

主な対象経費と補助率

1. 補助対象経費

支出項目 (経費区分)	内容
事業費	印刷製本費、通信運搬費、資料購入費、消耗品費、会議費、施設等利用料、借料、広報費、外注費、システム設計・運用費、委託費、物品購入費（単価が50万円未満（税抜）のもののみ）等
その他	上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費

- ※1 補助金申請に係る補助対象経費は、一店舗あたりの合計額が7万5千円（税抜）以上であることが必要です。
- ※2 補助事業者が国又は地方自治体による本補助金以外の補助金申請を行っている場合、その補助金で対象経費とされているものについては、本補助金の対象経費とすることはできません。
- ※3 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例：パソコン・タブレットPC及び周辺機器（ハードディスク・LAN・Wi-Fi・サーバー等）、カメラ、自転車等）の購入費用は本補助金の対象経費とすることはできません。
- ※4 中古品の購入については、金額に関わらず、すべて、2社以上からの相見積が必須となります。
- ※5 消耗品費（消毒液、マスク、アクリル板、等）については、受払簿等（任意様式）にて、購入日、購入量、使用日、使用量等を管理する必要があります。

2. 補助率

補助対象経費の3分の2以内（補助上限額：1店舗あたり20万円）

- ※1 交付額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額の合計額に千円未満の端数がある場合は切り捨てます。
- ※2 適正な交付申請による補助金額の合計額が予算上限額に達した場合は、上記の定めにかかわらず、予算の範囲内において補助対象事業者へ按分額を交付します。

本事業による取組事例

- 感染防止対策となる取組例
 - ・消毒設備（オゾン発生装置、紫外線照射機等）の購入（物品購入費）
 - ・消毒液、アルコール液の購入（消耗品費）
 - ・マスク、ゴーグル、フェイスシールドの購入（消耗品費）
 - ・アクリル板、透明ビニールシート、防護スクリーンの購入（消耗品費）
 - ・換気設備（換気扇、サーキュレーター、空気清浄機等）の購入・施工（外注費、物品購入費）
 - ・体温計、サーモカメラ、コイントレーの購入（物品購入費）

- 小売業の取組例
 - ・キャッシュレス決済端末の導入（物品購入費）
 - ・ネット販売システムの構築（システム設計・運用費）

- 理容業・美容業の取組例
 - ・キャッシュレス決済端末の導入（物品購入費）
 - ・ネット予約システムの導入（システム設計・運用費）

- 外食業の取組例
 - ・キャッシュレス決済端末の導入（物品購入費）
 - ・デリバリー専用カウンター設置工事（外注費）
 - ・テイクアウト容器の購入（消耗品費）

- その他の取組例
 - ・オンデマンドレッスンの撮影（委託費）

申請手続きの流れ（交付申請前に事業が完了している場合）

1. 交付申請書兼実績報告書等の提出（申請者⇒県）

【提出書類】

- (1) 補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- (2) 事業者情報書（様式1-1）
- (3) 補助事業計画書兼実績報告書（様式1-2）
- (4) 契約書又は見積書の写し
- (5) 支出の金額、内容等が確認できる領収書等の証拠書類の写し
- (6) 誓約書
- (7) 成果物（写真等）
- (8) 店舗等外観写真（店舗名や事業所名が入っているもの）
- (9) 【個人事業主が申請する場合】本人確認資料及び開業届の写し
- (10) 【法人が申請する場合】履歴事項全部証明書
- (11) その他知事が必要と認める書類

2. 交付決定及び額の確定通知（県⇒申請者）

第1次募集：令和2年6月下旬を予定

第2次募集：令和2年7月下旬を予定

第3次募集：令和2年8月下旬を予定

3. 交付請求書の提出（申請者⇒県）

【提出書類】

- (1) 補助金交付請求書（様式第7号）
- (2) 振込先口座の通帳の写し

4. 補助金交付（県⇒申請者）

補助金交付請求書の到着から2週間後を目途に申請者に振込み

申請手続き等（交付申請前に事業が完了していない場合）

1. 交付申請書等の提出（申請者⇒県）

【提出書類】

- (1) 補助金交付申請書（様式第2号）
- (2) 事業者情報書（様式2-1）
- (3) 補助事業計画書（様式2-2）
- (4) 誓約書
- (5) 店舗等外観写真（店舗名や事業所名が入っているもの）
- (6) 本人確認資料及び開業届の写し（個人事業主が申請する場合）
- (7) 履歴事項全部証明書（法人が申請する場合）

2. 交付決定の通知（県⇒申請者）

第1次募集：令和2年6月下旬を予定

第2次募集：令和2年7月下旬を予定

第3次募集：令和2年8月下旬を予定

【概算払いを希望する場合】

3. 交付請求書の提出（申請者⇒県）

【提出書類】

- (1) 補助金交付請求書（様式第8号）
- (2) 振込先口座の通帳の写し

4. 補助金交付（県⇒申請者）

補助金交付請求書の到着から2週間後を目途に申請者に振込み

（事業実施～事業完了）

5. 実績報告書の提出（申請者⇒県）

【提出書類】

- (1) 実績報告書（様式第6号）
- (2) 補助事業実績報告書（様式6-1）
- (3) 契約書又は見積書の写し
- (4) 支出の金額、内容等が確認できる領収書等の証拠書類の写し
- (5) 成果物（写真等）
- (6) その他知事が必要と認める書類

6. 補助金の額の確定通知（県⇒申請者）

【超過交付額がある場合】

7. 超過交付額返還（申請者⇒県）

【精算払いを希望する場合】

（事業実施～事業完了）

3. 実績報告書の提出（申請者⇒県）

【提出書類】

- (1) 実績報告書（様式第6号）
- (2) 補助事業実績報告書（様式6-1）
- (3) 契約書又は見積書の写し
- (4) 支出の金額、内容等が確認できる領収書等の証拠書類の写し
- (5) 成果物（写真等）
- (6) その他知事が必要と認める書類

4. 額の確定通知（県⇒申請者）

5. 交付請求書の提出（申請者⇒県）

【提出書類】

- (1) 補助金交付請求書（様式第7号）
- (2) 振込先口座の通帳の写し

6. 補助金交付（県⇒申請者）

補助金交付請求書の到着から2週間後を目途に申請者に振込み